News Release

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

経済産業省
四国経済産業局

令和８年１１月１１日
公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所
四国経済産業局

最新！価格転嫁・取引適正化ルールの説明会（オンライン）

~取適法・新告示・ガイドラインから官公需取引まで丸ごと説明~

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所（以下「公正取引委員会四国支所」という）及び四国経済産業局は適切な価格転嫁と取引適正化の実現に向け、関係法令や取組についての説明会をオンラインで開催します。

１．概要

適切な価格転嫁・取引適正化の推進を図るため、下請法が改正され、令和８年１月に取適法として施行されました。また、取適法対象外取引を含めたサプライチェーン全体での取引適正化に向けて、公正取引委員会は、物流特殊指定の改正、支払告示の制定、優越ガイドラインの改定、知財取引指針の策定を行いました。さらに、官公需を含む価格転嫁・取引適正化を徹底すべく、中小企業庁においても様々な取組を推進しているところです。

公正取引委員会四国支所及び四国経済産業局は、次のとおり、オンラインで説明会を開催し、これらの施策や適切な価格転嫁を後押しする取組について、説明します。

２．開催日時

令和８年１２月９日（水曜日）午後１時３０分から午後４時００分まで

・価格転嫁・取引適正化に向けた取組　２０分
・中小受託取引適正化法（取適法）のポイント説明　６０分
・改正物流特殊指定、支払告示、改正優越 GL、知財取引指針のポイント　６０分

３．説明者

公正取引委員会四国支所及び四国経済産業局の職員

４．実施方法

オンライン方式

※　回線数の上限　２００回線

５．申込方法

以下の各省庁ホームページからお申し込みください。

公正取引委員会ホームページ

https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/r8toriteki.html

四国経済産業局ホームページ

https://www.shikoku.meti.go.jp/01_releases/2026/11/20261111a/20261111a.html

※　申込締切日　令和８年１２月２日（水曜日）

※　説明会で使用する資料につきましては説明会開催前に送付いたします。

※　申込時にお知らせいただいた個人情報は、本説明会に関する確認や緊急連絡以外には利用いたしません。

（本発表資料のお問い合わせ先）

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所

取引適正化調査課　担当：溝渕、若林

電　話：０８７－８１１－１７５８（直通）

四国経済産業局

中小企業課取引適正化推進室　担当：岸本、三好

電　話：０８７－８１１－８５６４（直通）